

規制緩和と事故防止
自治省消防庁危険物規制課長 小林恭一

戦後50年を経過し、驚異的な経済成長を果たしてきた日本型の経済・社会システムも制度疲労を来してきていると言われるようになって久しい。今、抜本的な行政改革、財政改革を行わなければ、急速に高齢化社会に突入しつつある21世紀の日本に未来はないとの考えから、政府全体として様々な行政改革に取り組みつつある。

「規制緩和」はそのような取り組みの一環として、一層の競争原理と自己責任原則を日本型の経済・社会システムに積極的に取り入れることにより、日本をより活力ある効率的な社会に変革していくための基盤づくりの一つと位置づけられている。

消防法の危険物規制についても、政府全体の方針に沿って、規制緩和を積極的に進めている。

ただし、危険物規制は、言うまでもなく国民の生命、身体、財産の安全に直結する規制であり、「規制緩和」が「安全レベルの低下」につながるものがあってはならない種類の規制であるため、規制緩和の実施についても慎重な検討が必要になる。

規制緩和推進計画は、平成7年3月当初から2回の改定を経ているが、危険物関係の規制緩和は現在までに34項目が計画に上がっており、平成7年度に8項目、8年度にも8項目について措置し、今年度中にさらに9項目について措置するとともに、3項目について検討結果の結論を得ることとしている。また、平成11年度までに新たに6項目について検討を行い所要の結

論を得る予定である。

ところで、最近気になるデータがある。長い間減少傾向にあった危険物関係の事故件数が平成5年を底に増大に転じているのではないかと、というデータである。

平成6年と7年には三陸はるか沖地震と兵庫県南部地震が発生しており、そのために事故件数が急増しているのだからわかりにくいのだが、その分を差し引いてもなお、事故件数が増大に転じている傾向が窺える。

事故原因を分析してみると、規制緩和に起因するというわけではなく、単純な作業ミスや取扱いミスが多いのだが、危険物を取り巻く経済環境が厳しさを増し、防災についても出来るだけ合理化を図ろうとする企業が増えてきている中で事故件数の増大であるだけに、消防庁としても注目している。

危険物施設の事故件数の増大には様々な経済的、社会的な要因が関係していると考えられ、単に「防災に対する投資額の減少が事故件数の増大を招いている」などと言えるものではないと思う。ただ、「化学工業における爆発・火災による重大災害発生状況（労働省）」、「石油コンビナート等における事故発生件数（消防庁）」、「高圧ガス製造事業所の事故件数（高圧ガス保安協会）」などの類似施設についての統計だけでなく、「労働災害による死亡者数（労働省）」などの別の種類の統計を見ても、全く同様に、ここ2～3年、事故件数が急速に増大傾向に転じていることが窺えることは確かで、日本におけるこの種の施設の安全対策に「何かが起

こりつつある」のではないかと懸念されるのである。

規制緩和をしてなお安全性のレベルを従来と同等以上にするためには、「自主保安」の確保が欠かせないのだが、事故が今後も増え続けるようだと、「自主保安」そのものに疑いを持たざるを得なくなり、ひいては規制緩和そのものにも慎重にならざるを得なくなってしまう。

危険物取扱者の皆さんは、実際に現場で危険物を取り扱い、又はその監督をする立場にあるので、統計で指摘されるまでもなく、肌でこのような傾向を感じ取っておられるかも知れない。また、その原因にも心当たりがあり、改善

策についてもいろいろと対策を講じ始めておられるかも知れない。いずれにしろ、今後もこのまま危険物事故が増え続けても、なお規制緩和の施策を次々に講じていくわけにはいかないだけに、「自主保安」の要としての危険物取扱者の役割はますます重要になっていくと思う。

10年後に危険物施設の事故統計を見たときに、「やはりあの時が転換点だったな」と思うか、このような傾向がここ2～3年限りの「統計の振れに過ぎなかった」と思うかは、危険物取扱者を初めとする関係者のこれからの事故発生防止の努力にかかっていると考える。